

はじめに

平成 19 年 4 月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられました。各学校においては、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、様々な支援の充実が図られているところです。

特別支援教育は、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものであります。文部科学省は、その理念について、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っていることを明らかにしています。

この理念の実現に向けて、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名、的確な実態把握に基づいた個別の指導計画の作成など、体制の整備及び必要な取組が行われています。特別支援学校においては、これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応できる体制づくりや、学校間・関係機関との連携などを一層進めていくことが求められています。

文部科学省と厚生労働省においても、連携、協働した各事業等による支援体制整備が進んでいます。今年度、本県におきましても連携事業の委嘱を受け、「高等学校における発達障害支援モデル事業」「職業自立を推進するための実践研究事業」で、実践的な研究や、特別支援学校高等部生徒の一般企業等への就労を促進するための指導・支援の充実に取り組んでいるところです。

県教育委員会におきましては、各学校の支援体制の整備を促進し、障害のある子どもの自立と社会参加を目指すため、よりいっそう和歌山らしい特別支援教育を進めていきたいと考えています。

各学校にあっては、特別支援教育への意識の転換、学校や地域における連携協力体制の構築、Plan(計画) - Do(実施) - Check(評価) - Action(改善)といったPDCAサイクルを通じた支援の改善に、積極的に取り組んでいただけるようお願いいたします。

教育に関わる人々全員が協力し、質の高い特別支援教育を早くに実現でき、新しい教育の姿を切り拓くことができるよう、また、本冊子を各校で広く活用され、今後の特別支援教育の推進に活用していただけるようお願いいたします。

平成 19 年 9 月

和歌山県教育庁

学校教育局県立学校課長 熱川 恒弘